

平成26年度補正予算「廃炉・汚染水対策事業費補助金（燃料デブリ臨界管理技術の開発）」に係る 補助事業者公募要領

平成27年3月10日
廃炉・汚染水対策事業事務局

廃炉・汚染水対策事業事務局（以下「事務局」）では、平成26年度補正予算「廃炉・汚染水対策事業費補助金（燃料デブリ臨界管理技術の開発）」を実施する補助事業者を募集します。募集内容について本公募要領に定めるほか、事業実施の手続きは廃炉・汚染水対策事業費補助金交付規程に定めます。

1. 事業の目的

本事業は、東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策に資する技術の開発を支援する事業を行うことで、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を円滑に進めるとともに、我が国の科学技術の水準の向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

本事業は、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、「中長期ロードマップ」とする）に基づき実施することを要します。

福島第一原子力発電所の廃止措置において、燃料デブリ取り出し作業等に伴いデブリ形状や水位が変化した場合に、燃料デブリの再臨界による作業員の被ばく及び環境への影響を防止する必要があります。現在、複数の燃料デブリ取り出し工法が検討されており、臨界の条件を予め整理し、各作業プロセスへ反映することが必要です。また、複数の取り出し工法を踏まえ、仮に再臨界が発生した場合、早期に検知、抑制することで、作業員及び環境への過度な影響が生じることのないように適切な臨界管理手法を設置する必要があります。更に、福島第一原子力発電所が特定原子力施設としての、安全規制要件に配慮が必要です。これらに留意しながら、以下の技術開発を実施します。

本事業は、「事故進展解析及び実機データ等による炉内状況把握の高度化」と密接な連携を図りながら進めることとし、そのための体制を構築することが要求されます。また、同事業において進めるデータベースに情報を隨時提供する必要があります。特に、炉内の複数の位置に多様な形状・性状で存在すると想定される燃料デブリに臨界が生じるリスクや影響評価について可視化した上で比較検討し、燃料デブリ全体のリスク評価を行う上で重要な入力情報となります。

（1）臨界評価手法の開発

冠水工法のみならず、気中工法等を含めた複数の取り出し工法の各工程について、再臨界となる条件を抽出するとともに、臨界に到達した場合を想定した影響評価手法の開発を行う。また、臨界シナリオに対するこれまでの検討を基に臨界管理の目標について整理し、各工程に対

して臨界緩和策を含めて、現場への適用性や関連設備との適合性を考慮した臨界管理方法を提示する。また、得られた最新知見の反映等により、作業開始前の状態も含めて再臨界となる条件及び臨界到達後の影響評価を見直し、分かりやすい形でその結果を提示する。

(2) 臨界近接監視手法の開発

臨界の発生を未然に防止するため、複数の取り出し工法を念頭に、臨界近接を検知するための方法を提示する。その際、廃液処理設備、冷却設備の臨界近接監視システムや中性子による臨界検知システムなど既存の成果を活用する。

(3) 再臨界検知技術の開発

複数の取り出し工法を念頭に、再臨界が発生した場合に早期に検知するための方法を提示する。

(4) 臨界防止技術の開発

燃料デブリ取り出し及びその後の輸送、貯蔵作業時並びに貯蔵完了後の臨界を防止するため、中性子吸収材とこれを利用した作業工法を開発する。デブリ取出し時の中性子吸収材の投入作業工法検討に当たっては均一性や保持性を考慮する。中性子吸収材として溶解性中性子吸収材とともに、材料腐食の観点から有利である非溶解性中性子吸収材を開発する。また、候補となる中性子吸収材について、複数の取り出し工法における各工程への適用性評価するために、臨界防止の上必要な投入量評価や確認試験等を実施する。

※炉内の燃料デブリに関する臨界評価については、これまでに研究機関において一定の仮定を置いた評価が行われてきていることを踏まえ、外部の専門家の知見・経験も得つつ、(過大に保守評価でない) 統一的な評価に関する認識を共有できるよう取り組むこと。また、東京電力が安全規制要件として、今後提示することとなる臨界可能性や影響評価に資する評価手法について、第三者の専門機関の評価を得て確認するための体制の構築を検討すること。

(5) 研究開発の運営

①中長期的視点での人材育成

中長期的に必要となる人材を育成する観点から、大学・研究機関等との共同研究を実施する等、連携の強化に努めること。また、政府や関係機関における人材育成を視野に入れた取組みに積極的に協力すること。

②国内外の叡智の結集

国内外の叡智を活用しつつプロジェクトを進めること。特に、必要となる技術や知見について、広く国内外からの導入を検討すること。(機器・装置開発の場合は、合理的な開発を推進するため、機器・装置の共通基盤化(汎用品、既開発品等の活用)を最大限考慮すること。また、評価手法の開発は、その妥当性について学会などの第三者機関による客観的な確認・評価が重要となることから、開発計画・マイルストンに明確に位置づけること。)

③試験条件や開発仕様の明確化

要素試験や装置設計に着手する前までに、廃炉作業時に求められる要求レベルを事前に十分に検討し、これに対する既存技術での対応可能レベルを可能な限り定量的に評価すること（現状の技術成熟度（TRL）を提示）。当該試験や装置の開発によって要求レベルに対しどの程度の精度までを確保することを目標とするか、関係者間で事前に共有したうえで、試験条件や設計仕様を策定すること。

④目標達成を判断する指標の設定

事業の目標達成の判断基準となるべき、わかりやすい指標を検討の上、数値等で設定（目標とする技術成熟度（TRL）を設定）し、事業完了時にその達成の有無について検証すること。

⑤廃炉作業や他の研究開発との連携

得られた成果が廃炉作業や他の研究開発にどのように寄与するのか整理し、廃炉に向けた他の研究開発と積極的に連携・協力を実施すること。この際、他の事業等とのインプット、アウトプット情報は、明文化し、事業開始時及び隨時に事務局及び関係機関との間で共有すること。なお、事業の実施に関する情報（進捗状況、得られたデータ、問題点など）は適宜、適時に事務局及び関係機関に共有、提示すること。

⑥研究の管理

中長期ロードマップについての議論や廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議、原子力損害賠償・廃炉等支援機構における議論等についても、事業に反映できる柔軟な実施体制を構築し、事業の成果目標が本事業の上位目的を達成するために設定したものであることを念頭に事業を推進すること。

⑦福島第一原子力発電所等における作業管理

現場調査や実証試験等で福島第一原子力発電所等において作業を実施する場合、東京電力と事前に十分な調整を行い、遵守事項・注意事項等を理解したうえで必要となる管理体制を構築し、適切な安全対策を実施すること。

⑧事業の報告

事業の実施計画、進捗状況、事業成果等について、事務局の求めに応じて報告するとともに、事業完了後には、実績報告書及び公開可能な説明資料を作成・提出すること。

⑨情報発信の充実

実施内容と成果について、一般の人にもよりわかりやすい説明を充実させること。

⑩代替案の事前準備

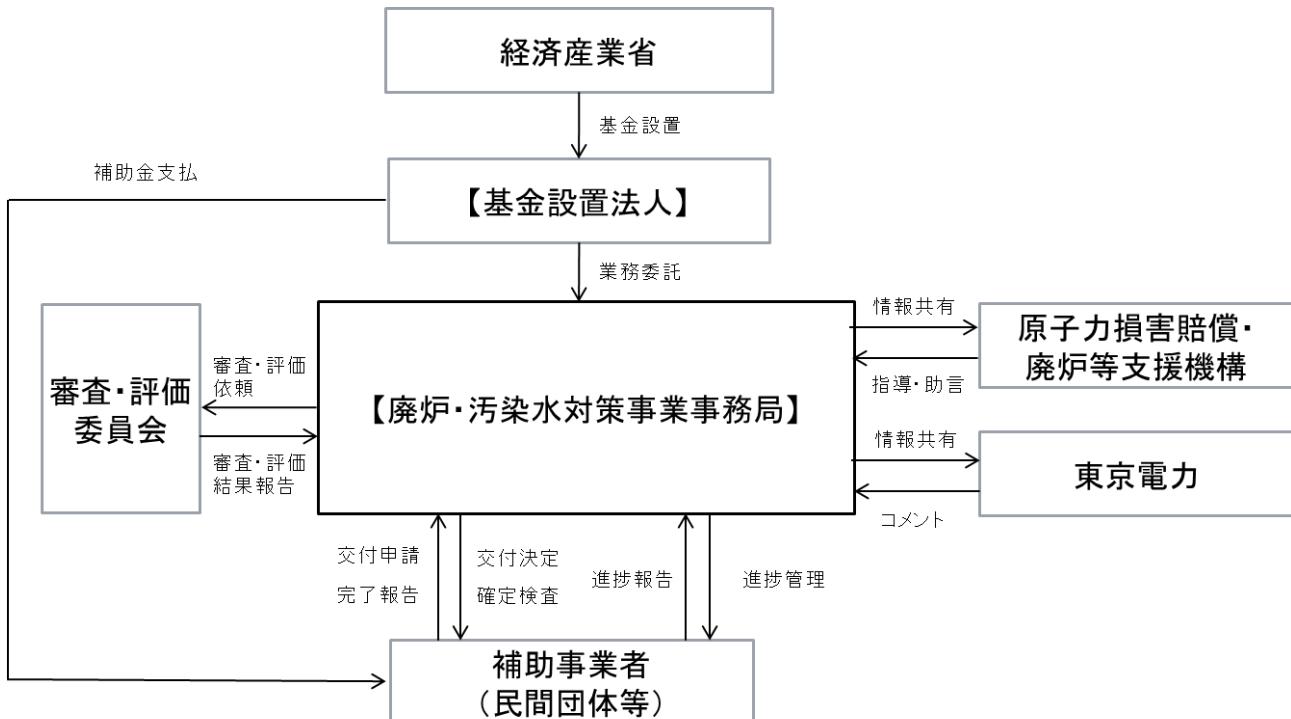
事業実施期間中は、事業が予定通りに進捗しなかった場合に備え、必要に応じて、事前に代替策を用意すること。代替案の用意、見直しを行う場合は、その内容を事務局へ連絡すること。

3. 事業実施期間

交付決定日～平成28年3月31日

研究開発は31年度まで実施されることを想定しています。28年度以降の、補助の継続については、研究開発の成果や国の予算状況等により総合的に判断されるものとします。

4. 事業スキーム



5. 応募資格

応募資格を有する民間団体等は次の（1）～（10）までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。なお、コンソーシアム形式による提案も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業の提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- （1）事業を適切に遂行できる体制を有していること。
- （2）事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- （3）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （4）「廃炉・汚染水対策事業費補助金交付規定」及び「経済産業省補助事業事務処理マニュアル（※）」に基づき、適切な手続き・会計処理を実施できること。なお、国外事業者については、証拠書類を日本語または英語で用意し、事務局の求めに応じ、日本国内で提示することが可能であること。
- （※）http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/jimusyori_manual.pdf
- （6）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- （7）経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・

29会課第1号) 別表第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

- (8) 事業により得られた成果については、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策に活用されることを妨げないこと。

なお、本プロジェクトの公募において、部分提案とは、事業内容(1)～(4)のいずれかの項目又は複数項目について提案することを指します。ただし、事業内容(1)～(4)の各々の事業内容全体として、事業目的を達成する提案が不可欠であり、各事業内容の中の部分的な要素技術やプロセスに限定した提案は認めません。

6. 補助金交付の要件

- (1) 採択予定件数：1件

(部分提案があった場合には、全体の開発体制へ組み込むことを想定しています。)

- (2) 補助率・補助額

補助対象経費の1／2以内（日本円での支払い）

上限：150,000,000円（事業額300,000,000円）

最終的な実施内容、交付決定額等については、事務局と調整した上で決定することとします。

- (3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとなります。

※事業完了前の支払い（概算払い）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

- (4) 支払い額の確定方法

事業完了後、事業者より提出いただく実績報告書の確認及び原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

- (1) 募集期間

募集開始日：平成27年3月10日（火）

提出締切日：平成27年3月25日（水）10時必着

- (2) 説明会の開催

開催日時：平成27年3月17日（火）14時00分～15時00分

場所：会議するなら新橋 5D会議室

地図 : <http://www.kaigisurunara.jp/access.html>

説明会への参加を希望する方は、「12. 問い合わせ先」へ3月16日（月）10時までにメールにてご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「平成26年度補正予算廃炉・汚染水対策事業費補助金（燃料デブリ臨界管理技術の開発）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、参加人数を制限させていただく場合があります。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

（3）応募書類

①以下の書類を一つのファイルにまとめて提出してください。ファイルのタイトルは、「廃炉・汚染水対策事業費補助金（燃料デブリ臨界管理技術の開発）企画提案書」と記載してください。

- ・（様式第1）企画提案書
- ・（様式第2）補助事業概要説明書
- ・その他資料
 - －企業・団体概要（パンフレット等）
 - －決算報告書及び収支計算書（直近会計年度）
 - －定款又は寄附行為
 - －その他補足説明資料

※応募書類は、A4サイズで、15部提出するものとし、日本語または英語で記載すること。

提出物は、上記の紙資料とともに、電子データを格納したCD-Rでも提出する。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 形式とする。
(これに拘りがない場合は、事務局まで申し出ること)

②提出された応募書類は事業者の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。

④提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、事業者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

⑤積算内訳の妥当性について、補足説明資料を添付・提出してください。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参、郵送等により以下に提出してください。

〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 新橋 JB ビル 5F
株式会社三菱総合研究所 廃炉・汚染水対策事業事務局
担当：松本、河合

※FAX及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

審査は応募書類に基づく書類審査を行い、書面審査を通過した事業者には審査委員会（応募締切から一週間以内を目処）においてプレゼンテーションを実施していただきます。会場の都合により、参加人数を制限させていただく場合があります。また、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準③及び④を満たしていないと判定された事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

なお、部分提案の場合は全体の開発体制への組み込みを考慮すべき事項とします。

①事業の目的、内容及び実施方法

- ・事業の目的が、本公募要領が示す事業の目的に合致しているかを審査します。
- ・事業内容が、事業目的と整合し、かつ具体的に記載されているか等を審査します。
- ・事業実施方法が、事業目的・内容と整合しているか等を審査します。

②事業実施スケジュール

- ・事業目的・内容に対し、事業実施スケジュールが妥当か等を審査します。

③事業実施体制

- ・事業実施体制、組織としての専門性、従事者の専門性、類似事業における実績等を有しているかを審査します。

④事業費

- ・事業目的・内容に対し、事業費が妥当か等を審査します。

⑤事業遂行のための経営基盤・管理体制

- ・事業遂行のための経営基盤・管理体制を有しているかを審査します。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された事業者については、事務局のホームページで公表するとともに、当該事業者に對しその旨を通知します。

9. 交付決定について

採択された事業者が事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して、事務局が交付決定通知書を申請者に送付した後、事業開始となります。

また、採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額等に変更が生じる可能性があります。採択に当たっての条件を満たさない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

補助対象経費 の区分	内 容
(1) 人件費	補助事業の実施に必要な人員に係る経費
(2) 事業費	原材料費、消耗品費、設計・製作・加工費、施設・設備費、物品購入費、調査費、外注費、旅費、謝金、借料・損料、その他事業に必要な経費

(2) 補助対象経費として計上できない経費

- 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、事務局にご相談ください。）
- その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金

額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来す恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

11. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象になりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとすると場合又は補助事業を中止若しくは廃止使用とする場合は、事前に事務局に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、事務局が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、実績報告書を事務局に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業省、基金設置法人、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについて、別に定める財産処分制限期間中、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担

保に供すること)する必要があるときは、事前に承認を受けなければなりません。また、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。)しなければなりません。

(9) 補助事業完了後に会計検査院が実地検査に入ります。

12. 問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-5 新橋 JB ビル 5F
株式会社三菱総合研究所 廃炉・汚染水対策事業事務局
担当: 松本、河合
E-mail: hairo26-1st-ml@mr-i.co.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

以上

(様式第1)

受付番号	
※記載不要	

廃炉・汚染水対策事業事務局 あて

平成26年度補正予算「廃炉・汚染水対策事業費補助金（燃料デブリ臨界管理技術の開発）」
企画提案書

提案者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	印または署名
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

(別添)

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

*事業の背景についての認識、事業目的及び内容についてポイントを記載すること

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 平成●年●月●日

(完了予定日) 平成●年●月●日

4. 補助事業に要する経費

円

5. 補助対象経費

円

6. 補助金交付申請額

円

7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(様式第2) 補助事業概要説明書 2. 補助事業の収支計画 (2) 支出 ①総括表のとおり。

8. 同上の金額の算出基礎

(様式第2) 補助事業概要説明書 2. 補助事業の収支計画 (2) 支出 ②経費の内訳のとおり。

9. グループを構成し事業を実施する場合はグループ名及び構成する企業名

(注1)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費とする。なお、原則として、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注2)「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費について、原則として、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注3)「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうち、補助金の交付を申請する額とし、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）とすること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(様式第2)

住 所

氏 名 (法人の名称及びその代表者の役職・氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 実施内容及び実施方法

- *公募要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施内容及び方法を記載すること。
- *事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。
- *事業の実施場所（住所及び事業所名）を記載すること。

(2) 実施スケジュール

- *公募要領の2. 事業内容の項目ごとに、実施スケジュール（月単位の実施事項が分かること）を記載すること。
- *具体的な実施手順が分かるように記載すること。
- *事業目的を達成するための具体的な目標を、マイルストンとして設定し、記載すること。

(3) 実施体制

- *（別添1）実施体制図及び従事者の人数・役割を記載すること。
- *実施責任者及びプロジェクトリーダークラスの従事者の略歴、専門分野、類似事業担当実績を記載すること。
- *外注、委託を予定しているのであればその内容を記載すること。
- *組織としての類似事業の実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載すること。
- *コンソーシアム形式の場合は、企業、団体ごとの実績を明確にすること。

2. 補助事業の収支計画

(1) 収入 (単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
※起 債 又 は 借 入 金	
そ の 他	
補 助 金	
合 計	

※当該起債又は借入に関する資金計画について説明資料を添付すること。

(2) 支出

① 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
人 件 費				
事 業 費				
合 計				

② 経費の内訳（経費区分ごとの内訳を記載）

*品名、単価、工数等の算出基礎を備考欄に記載するか、又は別途添付すること。

*コンソーシアム形式の場合は、企業、団体ごとの内訳を明確にすること。

(単位：円)

経費の内訳 (例)	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
【人件費】				
・・・				
小 計				
【事業費】				
原材料費				
物品購入費				
外注費				
・・・				
小 計				
合 計				

(注1)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費とする。なお、原則として、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注2)「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費について、原則として、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注3)「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうち、補助金の交付を申請する額とし、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）とすること。

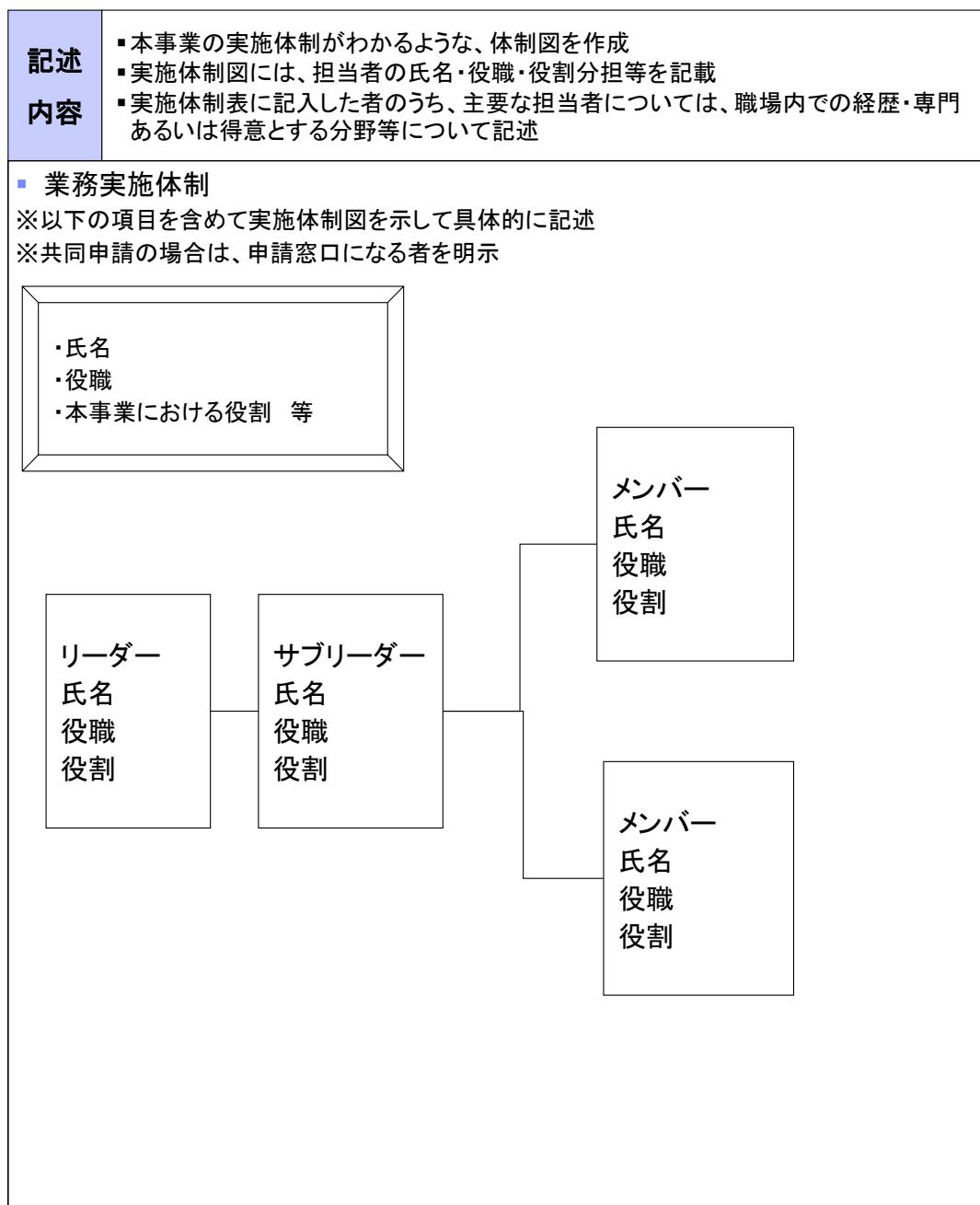
(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

3. 経営基盤・管理体制

- * (別添2) 組織概要に必要事項を記載のうえ、事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有することを、根拠を示して具体的に記載すること。
- * 資金等の十分な管理（支出に係る証拠書類等の整理や保管）をすることが可能であることを、根拠を示して具体的に記載すること。また資金等の管理体制（担当者と役割）を記載すること。
- * コンソーシアム形式の場合は、全ての団体、組織について、上記を記載すること。

(別添1) 実施体制図

実施体制図



(別添2) 組織概要

※共同申請の場合は、申請者全てについて同様式を記入のこと

※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入

社名					
代表者 役職・氏名					
連絡先	Tel:	Fax:			
E-mail:					
本社所在地					
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月		中小企業 (中小企業の 場合は○)	○or ×
資本金	千 円	従業員数	人		
事業内容					
主な出資者 (出資比率)	○○○(株) (60%) (株)△□○ (30%) (株)□○○ (14%)				

(作成責任者役職・氏名： ○○事業部長 ○○ ○○ 印)

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載してください

シメイ	氏名	生年月日				性別	会社名	役職名
		和 暦	年	月	日			
(例) ケサ イタウ	経済 太郎	S	35	01	01	M	(株)経済産業	代表取締役社長

(注1) 記載しきれない時は、適宜追加して記載すること。

(注2) 氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で1マス空けること。

(注3) 氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で1マス空けること。

(注4) 生年月日は、大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角で記載すること。

(注5) 性別は、半角とし、男性はM、女性はFとすること。

(注6) 外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(注7) 共同申請による場合、事業Cの場合は、グループを構成する各者（企業等）全ての役員全員を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(その他資料)

- ① 企業・団体概要（パンフレット等）
- ② 決算報告書及び収支計算書（直近会計年度）
- ③ 定款又は寄附行為
- ④ その他補足説明資料（必要に応じて）

(参考資料)

補助対象経費区分の内容について

廃炉・汚染水対策実施要領で定める経費区分の内容は以下を参考としてください。

経費区分の 内容	内容の説明	補助事業事務処理マ ニュアルとの対応
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費	3. 人件費に関する 経理処理
II. 事業費		
原材料費	事業を行うために必要な原料又は材料の購入に要する経費 ※原料とは、本質を失って、全く新しいものを生産又は製造するためには用いられるものをいい、材料とは、その本質を失わずに、ただ新しい属性が付加されて生産物又は製造物の構成部分となるものをいう。	7. 消耗品費に関する 経理処理
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって原材料費に属さないもの（ただし、1年以上継続して使用できないもの）の購入に要する経費	7. 消耗品費に関する 経理処理
設計・製作・加工費	補助事業者が直接、設計・製作・加工することができないもの又は適当でないものであって、施設・設備費に属さないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）	8. 外注費に関する 経理処理
施設・設備費	事業を行うために必要な施設・設備の購入、製造、据付けに必要な経費 ※施設・設備の範囲は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の「建物及び建物附属設備」「構築物」「機械及び装置」とする。	6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理 8. 外注費に関する 経理処理
物品購入費	事業を行うために必要な物品であって施設・設備費に属さないもの（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入に必要な経費	6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理
調査費	補助事業者が直接、調査・分析することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）	8. 外注費に関する 経理処理
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものであって、設計・製作・加工費、施設・設備費及び調査費に属さないものを他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）	8. 外注費に関する 経理処理

旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費	4. 旅費に関する経理処理
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に体する謝金等）	5. 会議費・謝金に関する経理処理
借料・損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費	6. 備品費・借料及び損料に関する経理処理
その他事業に必要な経費	その他事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの経費項目にも属さないもの。 例) 委託費：補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（準委任）、補助人件費、人材派遣費	11. その他諸経費に関する経理処理 12. 委託費に関する経理処理 10. 補助員人件費に関する経理処理等